

品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表の見方について

農薬の使用方法や残留農薬基準値は、それぞれの国が、農産物の栽培実態や病害虫の種類などの特性を踏まえ、科学的根拠に基づく審査によって定めています。したがって、同じ農薬成分であっても使用方法などが異なる国においては、日本と残留農薬基準値が異なる場合があります。

この表は我が国で広く生産されている 15 品目（コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ）について、輸出先国等（Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦）における残留農薬基準値の有無、設定がある場合にはその残留農薬基準値を調査することで、輸出の参考としていただくために作成しました。

本表において、

- (1) 輸出先国に残留農薬基準値がある場合には、その基準値
 - (2) 輸出先国に残留農薬基準値がない場合には、
 - (ア) 一律の残留農薬基準値（0.01 mg/kg など）
 - (イ) 「不検出」（検出限界未満）
 - (ウ) 「基準値なし」（ネガティブリスト制度で基準値が設定されていない。原則使用可能。）
 - (エ) 「対象外」（ポジティブリスト制度で規制の対象外。原則使用可能）
- のいずれかの表記となっています。

「登録の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、「適用の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

我が国における農薬の安全性などの情報については、下記 URL をご参照ください。（農薬コーナー）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

（農薬に関するよくある質問）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/index-3.pdf>

○ 調査対象品目（15 品目）

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

○ 調査対象国・地域等（国際基準及び 20 か国・地域）

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

※これらの調査対象国・地域等については、残留農薬基準値の関連法規を入手する方法や WEB サイト等も紹介しています。

○ 調査対象農薬成分

調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

- 基準値の調査頻度 令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 日まで毎月 1 日に合わせて調査を実施し、毎月更新します。前月 1 日時点からの更新があった農薬成分は「前月比較での更新情報」を参照ください。

※残留農薬基準値は各国・地域等の web サイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認してください。

[illegible]

「登録の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、
「適用の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。
ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本の基準値 ^{※1} (mg/kg)	CODEXの基準値 ^{※2} (mg/kg)	台湾の基準値 ^{※3} (mg/kg)	台湾の基準値 ^{※4} (mg/kg)	台湾の基準値 ^{※5} (mg/kg)
2,4-D	2,4-D	○	○	0.1	[穀]0.1	[穀]0.5 [玄米]1 [糠米]1	[米類]0.1	[米]0.05
2,4-DB	2,4-DB	×	×	0.02	—	[穀]1	不検出	0.01
ACEP	4-アセチルフェニル酢酸	○	×	0.02	—	[穀]1	不検出	0.01
BAC	BAC	×	×	0.2	—	[穀]1	不検出	0.01
DETC	DETC	○	×	0.5	—	[穀]1	不検出	0.01
DOT	DOT	×	×	0.2	[穀]0.1	[穀]1	不検出	[穀]1.00
EDN	EDN	×	×	0.02	—	[穀]1	不検出	0.01
EPIC	EPIC	×	×	0.1	—	[穀]1	不検出	0.01
MADE	MADE	○	○	0.1	—	[穀]1	不検出	[米]0.05
MDES	MDES	○	○	0.1	—	[穀]1	[米類]0.1	[米]0.01, 0.02
UDMF	UDMF	×	×	0.3	—	[穀]1	不検出	0.01
MAZAL	イマザリル	×	×	0.05	—	[穀]1	不検出	[米]0.05, 0.02
MAZETHAPYR AMMONIUM	イマザリル・アンモニウム塩	×	×	0.2	[米]0.1	[穀]1	不検出	0.01
MAZOSULFURON	イマズルスルホン	○	○	0.1	—	[穀]0.02	[米類]0.5	[米]0.1
MAZOCLOPRID	イマズクロピリド	○	○	1	[穀]0.05	[穀]0.05	[米類]0.2	[米]0.2
MINOCTADIN	イミンダクシン	○	○	0.02	—	[穀]1	[米類]0.05	[米]0.05
MINOCTADIN	イミンダクシン	○	○	0.02	—	[穀]1	不検出	[米]0.1
MEVEXIPROXIM	イメビプロキシム	○	○	0.01	—	[穀]1	不検出	0.01

各国に残留農薬基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用されます。
※ 例えば、農薬残留基準値が設定されていない物質で、Codexで基準値が設定されているものは、その基準値が適用され、Codex基準値にも設定されていないものは、不検出としている国もあります。

規定形式	ボツタイプリスト	—	ボツタイプリスト	ボツタイプリスト	ボツタイプリスト	ボツタイプリスト
●登録の有無：当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無 ●適用の有無：当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無 ○：登録ありかつ適用ありの場合 ×：色で表示。	—	基準値なし	[谷]：食物環境衛生管理委員会によるリスク評価	不検出	一律基準値 (0.01 ppm)	基準値なし
●各国に基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用される。 この表では、上記のルールに従い各基準値が適用済み。 「基準値なし」及び「対象外」の場合は、空白で表示可能。	優先順位1	—	—	—	—	—
●基準値に付された記号について ※1：検出限界値 ※2：規定基準値 ※3：色で表示。有農薬作物の日本農産物において使用可能な有効成分を示す。	優先順位2	—	—	—	—	—
	優先順位3	—	—	—	—	—
	基準値取得日	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1
	関連法規等	食品衛生法第11条第1項に基づく「食品、添加物の規格基準」A食品一類の成分規格	INTERNATIONAL FOOD STANDARD CAC/MRL 2-2017	公衆衛生及び消費者保護法第132条第1項第1号	食品衛生法第107条第12号衛生指針第10号 検査手続第107302303号 修正指針第107303号 及び第107304号	中華人民共和國食品安全法 食品中農薬最大残留量(GB 2763-2019)

各国の残留農薬基準値の関連法規は、残留農薬基準値を設定する上での品目名や検体が日本と異なるため、関連法規を直接確認する際はこちらを参考にしてください。

各国資料等で検索する場合の品目名	米(玄米)	[米]: GC 0649 - Rice [穀]: GC 0080 - Cereal grains	[穀]: 稲穀 [玄]: 糙米 [精]: 精米 [穀]: 穀類	[米]: 米 [米類]: 米類	[米]: 〇 [穀]: 〇 (コメ) (穀類)	[穀]: 稲穀 [米]: 大米(米) [玄]: 糙米 [穀]: 穀物
検体	玄米	Whole commodity Rice, bran, rice, husked, rice, polished, Whole commodity as prepared for wholesale or retail distribution. Rice bran, processed	Whole commodity	the forms on market.	脱穀したもの	whole grain